



島根県報

平成24年8月10日（金）

号外 第 118 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第477号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田字杉戸274番11地先から同番6地先まで	前	A	メートル 5.00～5.50	メートル 55.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	5.00	60.00		
			後 A	5.00～5.50	55.00			
〃	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町栗谷940番2地先から同902番1地先まで	前	10.20～23.20	40.00	雲南県土整備事務所	交通安全工事 拡幅	
			後	13.30～29.30	40.00			
〃	大東東出雲線	雲南市大東町小河内87番3地先から同753番1地先まで	前	A	7.00～12.00	330.00	雲南県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ解消 ダブルウェイ 仮設道撤去
				B	8.00～41.00	226.50		
		後	C	5.20～18.00	130.00			
			A	7.00～12.00	330.00			
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野66番1地先から同96番2地先まで	前	A	6.20～23.00	73.40	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
				B	5.50～17.00	33.20		

		出雲市佐田町吉野66番 1地先から同96番2地 先まで	後 A	6.20~ 23.00	73.40		迂回路撤去
--	--	-----------------------------------	-----	----------------	-------	--	-------

島根県告示第478号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本379番6地先から同385番4地先まで	メートル 96.40	平成24年 8月10日	県央県土整備事務所	